

【各種事業での自己負担金の免除について】

市民税非課税世帯のかた、生活保護世帯のかたは、事前の申請により、下記の各種検診、予防接種費用の自己負担金の免除が受けられます。

分野	種別等	対象者	備考
母子保健	妊娠判定	妊娠されたと思われる女性	妊娠判定に要する診察および尿検査（必要に応じ超音波検査）に対し、1回7,000円を上限に（年度内に2回まで）補助
	2歳児親子歯科健診時のフッ素塗布費用	幼児の保護者	
成人保健	集団がん検診	胃がん	40歳以上
		肺がん	40歳以上
		大腸がん	40歳以上
		大腸がん	40歳以上
	個別がん検診	子宮頸がん	20歳以上女性（2年に1度）
		乳がん	40歳以上女性（2年に1度）
		前立腺がん	40歳以上男性
		胃がん（胃カメラ）	50歳以上（2年に1度）
			*70歳以上（年度内年齢）の方は半額
	B型・C型肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に検査を受けたことがない方	*40・45・50・55・60・65歳（年度内年齢）の方は無料 *70歳以上（年度内年齢）無料で申請不要
予防接種	高齢者インフルエンザ	満65歳以上の方 *満60～64歳で心臓・じん臓・呼吸器等で身体障がい者手帳1級をお持ちの方	
	高齢者肺炎球菌	年度内年齢が65・70・75・80・85・90・95・100歳で過去に予防接種を受けたことがない方 *満60～64歳で心臓・じん臓・呼吸器等で身体障がい者手帳1級をお持ちの方で過去23個肺炎球菌を受けたことがない人対象	左記の対象の方に、2019年度から2023年度までの5年間に1人1回の機会があります。

申請に際してのご注意

- 検(健)診、予防接種を受ける前に、大和高田市保健センターで費用免除の申請をしてください。
なお、受診・接種後の申請はできません。
*妊娠判定は、原則受診前の申請が必要です。（ただし、対象者であることが確認でき、妊娠判定受診請求書に医療機関の証明を受け、妊娠判定受診日から6か月以内に提出できる場合に限り、受診後でも申請できます。）
- 免除に該当される方は、申請書類の確認後、ご希望された検診・予防接種ごとに証明書等を発行します。
- 市民税非課税世帯とは、世帯を構成している全員の市民税が非課税である世帯をいいます。
世帯の中に課税者がいる場合は該当になりません。
世帯を確認する際は、市民税上の世帯を確認しています。
- 生活保護法による被保護世帯の方で、本市以外で受給されている方は生活保護受給証明書が必要です。
- 6月30日までに受診されるかたは、前々年所得の課税状況を確認します。
例) 2021(令和3年)6月30日までの確認は、2019年(平成31年)1月1日から12月31日の所得
7月1日以降の受診されるかたは、前年所得の課税状況を確認します。
例) 2021年(令和3年)7月1日以降の確認は、2020(令和2年)1月1日から12月31日の所得
- 本年1月1日時点で大和高田市に住民登録がなかった方は、その時点で住民票をおいていた市町村の課税書類(世帯分)が必要です。また、予防接種については、令和2年6月よりマイナンバーカードによる問い合わせも可能ですが、確認に2週間程度お時間をいただく場合があります。

申請方法

保健センター窓口にて「自己負担金免除証申請書 兼 課税資料等閲覧承諾書」をご記入いただきます。

※妊娠判定については、別途申請書様式があります

免除の申請時には、本人確認書類が必要になります

➡ 対象者と申請者が同じ場合

本人確認書類	<顔写真つきから1点> <u>もしくは</u> <顔写真なしから2点>	
	・マイナンバーカード ・運転免許証（運転経歴証明書を含む） ・パスポート ・住民基本台帳カード（写真つき） ・身体、精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード	・年金手帳 ・健康保険証 ・介護保険証 ・後期高齢者医療証 ・生活保護受給者証 ・母子健康手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・本市が発行した検診票

※令和2年5月より発行される個人番号通知書は、本人確認書類としては利用できません。

➡ 対象者と申請者が違う場合

住民票で同一世帯の家族	窓口に来られた方（申請者）の本人確認書類（上記参照）
同一世帯以外 ①と②両方必要です	<u>①申請者（代理人）の本人確認書類（上記参照）</u>
	<u>②下記のどちらか</u>
	★委任状 免除を受ける人の <u>氏名の自署と印鑑</u> が必要。 ↳ ホームページよりダウンロードできます
	・免除を受ける人の <u>本人確認書類</u> （上記参照・コピー可）

※一度に多くの申請をされる場合、確認に数日お時間を頂くことがあります。

★委任状について

※委任状様式添付

対象者と住民登録上の世帯以外の方が、申請に来られる場合は、対象者の本人確認書類（コピー可）または対象者が作成した委任状が必要です。委任状を対象者以外が作成されて、後日問題が発生した場合は、委任状を偽造したものとして、私文書偽造刑事罰の対象となるとともに、損害賠償責任を負うことにもなりますので、ご注意ください。